



Title	国王自由人学説とその問題点（6）完 ー中世初期ヨーロッパ国制史研究への一つのアプローチ
Author(s)	石川, 武; ISHIKAWA, Takeshi
Citation	北大法学論集, 13(3-4), 114-150
Issue Date	1963-03-30
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/16021
Type	departmental bulletin paper
File Information	13(3-4)_p114-150.pdf



国王自由人学説とその問題点(六)・(完)

——中世初期ヨーロッパ国制史研究への一つのアプローチ——

石 川 武

目 次

はじめに

主要文献略語表

第一章 概括的序論

第一節 国王自由人の国制史的位置

第二節 国王自由人学説の学説史的意義

第二章 ゲルマン時代における豪族支配体制とタキトウスの自由人

第一節 問題の提起

第二節 タキトウスの自由人における自由の根拠

第三節 タキトウスの自由人の社会的存在形態(以上本誌第一二卷第二号)

第三章 諸部族の形成と豪族支配体制・部族太公制・軍隊王権

第一節 序論——諸部族の形成

第二節 部族太公制と豪族支配体制

第三節 軍隊王権

第四章 諸部族法典の人命金秩序——完全自由人と國王自由人

第一節 問題の所在——マイヤー説の形成過程（以上本誌第一二卷第三号）

第二節 『レークス・サリカ』の人命金秩序と國王自由人

第三節 諸部族法典の人命金秩序と完全自由人

第五章 メーロヴィンガーの軍制——「ロマーヌス」・「レウデース」をめぐる問題

第一節 問題の所在——ダンネンバウアーにおけるメーロヴィンガーの軍隊

第二節 「ロマーヌス」をめぐる問題

第三節 「レウデース」をめぐる問題（以上本誌第一二卷第四号）

第六章 國王自由人の組織——國王自由人とフンデルトシャフト・王領地と國家領

第一節 フンタリとツエンテナ

第二節 王領地と國家領

第七章 國王、由人・グラーフシャフト・家族支配領域

第一節 序論——問題の限定（以上本誌第一三卷第一号）

第二節 國王自由人とグラーフシャフト

第三節 ツエンテナとグラーフシャフト

第四節 グラーフシャフト・國王支配の諸類型（以上本誌前号）

第八章 國王自由人の概念とその歴史的發展

第一節 國王自由人の概念

第二節 歴史的發展

あとがき

第八章 国王自由人の概念とその歴史的展望

第一節 国王自由人の概念

われわれは、以上の二章において、カーロリンガー時代における「自由人」の問題を、とりわけ「フンデルトシャフト」ならびに「グラーフシャフト」という視角から追及してきた。その際、われわれがいわば暗黙の前提としていたのは、つぎのような見通しにほかならない。すなわち、「国王自由人」とは、メーロヴィンガー時代の最初から、新学説がそれに与えている諸々の指標を同時に備えた形で、画的に存在していたのではなく、「国王自由人」の概念は、いわば一つの理念型であって、ようやくカーロリンガー時代になってからその完成に向ったものにすぎない、という見通しがそれである。われわれは、本節において、「国王自由人」の「自由の根拠」は何か、という視角から、多少とも右の見通しによって来るゆえんを説明しておきたい、と考える。いうまでもなく、それはまた、本節においてわれわれが検討ないし提起してきた問題を総括するためにも、まずもって果しておかねばならぬ課題であろう。

(一) われわれは、「国王自由人」の「自由の根拠」を検討するに当り、最初に、念のため、「開墾」ないし「開墾地の所有」という問題にふれておきたい。われわれが既に第一章(第一節)で引用したように、ボーズルの『テキスト』は、「植民者(国王自由人)の自由の法的根拠」を「開墾地における土地所有」に求めているし、また、世良教授がはじめてマイヤーにおける「国王自由人」の概念を紹介された際、それと「開墾自由人」という概念の連続の面を強調されている(第四章・第3)からである。

われわれは、ここで、マイヤーにおける「開墾自由人学説」から「国王自由人学説」への展開を、詳細に跡づけているいとまがない。ここでは、行論に必要な限りで、以下の諸点を指摘するにとどめたい。⁽¹⁾まず第一に、一九三〇年代のマイヤー説においても、「開墾」といういわば生の経済史的事実そのものよりも、むしろその国制史的帰結、すなわち、開墾地における国家権力と開墾農民の直結関係、に力点がおかれていた、ということである。しかし第二に、それはあくまでも「開墾」の国制史的帰結であったし、さらに、二〇年代のマイヤーが、もっぱら中世中・後期のみを扱い、中世初期にまでその考察を遡らせなかったことの根拠を問題にするならば、われわれはやはり、「開墾」の国制史的意義の過大視、という事実につき当らざるをえない。したがって第三に、マイヤーが、『王権と自由』の論文において、はじめて実質上「国王自由人」の概念に到達したとき(第四章・第二節)、そこには、単に、考察の対象が中世中・後期から中世初期にまで拡大された、というだけではなく、(いわば「開墾」とかわりのない)「国家権力との直結関係」を視座の中心にすえる、という、「開墾自由人学説」との断絶が認められるのである。

シュレージンガーは、既に一九四一年、『ランドスヘルシャフトの形成』の中で、「《一般自由》の概念がまず王領地で形成されたことは蓋然的であり、その際決定的であったのは、国王との直結関係である」(七二頁)として、実質上「国王自由人」の概念に到達するとともに、マイヤーの「開墾自由人学説」をも批判している(一九二七頁)。これに対してマイヤーは、前記『王権と自由』の中でつぎのように述べ、この点に関するシュレージンガーの批判を承認しているのである(二五頁)。

「国王と戦士的従士関係をもつ人々は、彼から土地ダラントペツツを与えられ、自由人と見なされた。もちろん、古い原自由人という意味においてでなく、国家への臣属(Staats untertänigkeit)によって与えられた自由、という意味においてはあるが——のちになる

と、同一の法的地位は、もともと植民者として、しかし古いお手本にならない、軍役と租税の義務を負って王領地に定住せしめられた・新定住者、にも与えられることになった。それゆえシュレージンガーは、『一般自由』の概念が、ここにはじめて、しかも中期より以前に、王領地において形成された、というのである。」

これを要するに、「国王自由人」は、時に、あるいは、しばしば、王権によって「開墾」のために用いられてはいるが、「開墾」ないし「開墾地の所有」が直ちに彼らに「自由」をもたらしたのではない。われわれは、より決定的な要因として、「王領地への定住（王領地の所有）」あるいは「国王との直結関係」を考えなくてはなるまい。因みに、ボーズルもまた、『ドイツ史事典』においては、右のごとき見解を捨て、「国王自由人」の「自由の根柢」として、「国王のムント」をあげている（第一章・第二節・三・iv）。したがってわれわれは、「開墾」ないし「開墾地の所有」を、今日既に解決すみの問題と考えてよいであろう。

(二) われわれは、つぎに、「王領地」の問題（「王領地の所有」ないし「王領地への定住」）を検討する。われわれが既に指摘したように（第六章・第二節）、（広義の）「王領地」と「国王自由人」の関係をめぐって、マイヤーとダンネンバウアーのあいだに、見解の対立が認められる。したがって、この問題を「国王自由人」の「自由の根柢」との関連で考えるばあいにも、マイヤーとダンネンバウアーとは、それぞれ異った局面を含むことになるであろう。

(i) まずマイヤーのばあい、彼は（広義の）「王領地」を「国家領」と（狭義の）「王領地」（「国王のグルントヘルシャフト」と）にわけ、「狭義における王領地に定住せしめられた者がグルントヘルシャフトの關係に陥ったのに対して、国家領に住むツェンテナロイテのもとにおける發展は……自由をもたらした」（第六章・第二節・三・i）と考えている。したがって、そこでは、（狭義の）「王領地」における定住が、「国王自由人」の「自由の根柢」として全く問題となりえぬことは、

言うまでもない。それならば、「國家領」における定住は、それだけで《自由》をもたらしたのだろうか。

われわれは既に、この点に関して、マイヤーのように「國家領」と「王領地」を区別することが、それ自体、きわめて困難であること、さらに、「國家領」に住む「ツェンテナロイテ」が、まさにそのことのゆえに「自由人」と見なされたのだとしても、それはただか八世紀半以降のことにはすぎないのではないかと、ということなどを指摘しておいた(第六章・第三節)。しかしそれだけではない。マイヤーは「國王自由人」の「自由の根拠」を考えるばあい、「國家領への定住」ないし「國家領の所有」に、もともとあまり力点をおいていないのである。そのことは、右の引用についていえば、「國家領……における發展が《自由》をもたらした」という言い方にも、また、前項で略述した「開墾自由人學說」から「國王自由人學說」への脱皮の過程にも、うかがうことができよう。マイヤーにとってより重要な問題は、われわれがすぐあとのところの問題にするように、國王に対する「軍役義務」であり、あるいは、「國王との直接關係」そのものである。

(ii) われわれはつぎに、この点に関するダンネンバウアー説を検討する。ダンネンバウアーは、われわれがしばしば指摘してきたように、当初、「國王自由人」ではなく、「國王賃租負擔者」(ケューニヒスツインザー)という称呼を用いていた。そうして、「國王賃租」は、「王領地への定住」ないし「王領地の所有」に対する代償、と考えられている。われわれは、このことだけからでも既に、「王領地」の問題が、ダンネンバウアーにおける「國王自由人」の概念にとって、きわめて大きな比重を占めていた、ということをうかがうことができよう。しかし、果して、「王領地への定住」ないし「王領地の所有」が、「國王自由人」の「自由の根拠」となりうるであろうか。

われわれは、この点についても、既にいくつかの疑問を指摘しておいた。まず、ダンネンバウアーにおける「王領

地」概念はあまりにも包括的であり(第六章・第二節・二)、それ自体、われわれが、その所有ないしそれへの定住を、「国王自由人」の「自由の根拠」と考えることを躊躇せしめるであろう。さらに、この点をつきつめていくならば、「国王賃租」を負担している者はすべて「自由人」であったのか、あるいは、ダンネンバウアーのいわゆる「王領地」には(国王に直屬する)「不自由人」がいなかったのか、という疑問が生ずる(第六章・第三節・三)。ところがダンネンバウアーは、少くとも「セルヴス・フィスカリヌス」については、「王領地」に「不自由人」が存在したことを認めている。(第六章・第二節)また、彼の「フライグラーフシャフト」(「ツェンテナ」)に関する理解からすれば、ダンネンバウアーにおける「王領地」の概念が、もともと地域的な概念といわんよりはむしろ国制的なものであり、実質的には、王権が何らかの形で「自由人」を把握しているばあいに、王権と「自由人」のあいだを結ぶ特殊な法的・国制的関係そのものを指している、というように受けとれる節もあった(第七章・第三節・iv・b)。果してそうだとすれば、ダンネンバウアーのばあいにも、「王領地」、したがってまた「王領地管理機構」としての「ツェンテナ」は、少くともそれだけで「国王自由人」の「自由の根拠」とはならない、と考えざるをえないであろう。

それだけではない。ダンネンバウアーは、はじめて「国王自由人」という称呼を用いるようになった『カーロリンガーの軍隊』においても、「国王自由人」の国王に対する「軍役義務」の根拠を「王領地の所有」ないし「王領地への定住」に求め、依然として「王領地」の問題を重要視する考え方を示しているが(第五章・第一節・一、ならびに第七章・第三節・二・iv・b)、実はその点について、より深刻な疑問が伏在していたのである。すなわち、果して「軍役義務を負う自由人」は、すべて、「王領地」に住みあるいは「王領地」を所有していたのか、また、その「自由人」は、すべて、「軍役義務」と同時に「国王賃租」をも負担していたのか(第五章・第一節・一、ならびに註3)、という疑問がそれである。

この疑問に関連して、われわれは既に、つぎのような事実を指摘しておいた。すなわち、少くとも八〇七年の勅令に拠る限り、「自分の土地をもたぬ貧乏人」も原則として軍役義務を負うべきものとされている(第五章・第一節・註1)。この勅令にいわゆる「自分の土地」とは何か。仮に、もしそれが「アロッド」のことであり、彼ら「貧乏人」は、そのほかに「王領地」をもっていたのだ、と考えようとすれば、この勅令は「アロッド」の所有規模を基準にして「自由人」の軍役義務を規定したことになって、「アロッド」については軍役義務が課されない、というダンネンバウアー自身の説と矛盾する。したがって、われわれは、ダンネンバウアーのいうように、この勅令において軍役負担の基準となっている土地が（広義の）「王領地」である、と考えなければならぬであろうが、そのばあい少くとも九世紀初頭の時期に関する限り、「軍役義務を負う自由人」の中には、明らかに「王領地」をもたない者も含まれていた、という帰結に陥らざるをえない。

(三) われわれは、以上によって、「王領地」の問題をきわめて重要視するダンネンバウアー説においても、少くとも九世紀初頭の時期に関する限り、「王領地への定住」ないし「王領地の所有」が、「國王自由人」の「自由の根拠」である、ということはおろか、「軍役義務」の根拠であるということさえ、必ずしも十分に明らかにされていない、ということを指摘したつもりである。ところで、その過程において生じてきたつぎのような疑問、すなわち、果して「軍役義務を負う自由人」は、すべて「王領地」に住みあるいは「王領地」を所有していたのか、また、その「自由人」は、すべて、「軍役義務」と同時に「國王賃租」をも負担していたのか、という疑問は、われわれがこれまで便宜上同一視してきた「國王賃租負担者」ならびに「國王自由人」という両概念が、果して実質上相互に相覆うか否か、という疑問にも通じるであろう。そこでわれわれは、以下、ダンネンバウアーにおける「國王賃租負担者」概念から「國

王自由人」概念への展開を跡づけながら、この両概念の関係を考えてみたい。

ダンネンバウアーがはじめて「国王賃租負担者」という概念を用いたのは、『フンデルトシャフト』論文においてであった、と言⁽²⁾ってよい。われわれが既に紹介しておいたように(第六章・第1節)、この論文においてダンネンバウアーは、『ゲルマン時代の豪族支配体制』の始源性の主張を承けて、古典学説にい⁽³⁾わゆる「ゲルマン的フンデルトシャフト」の存在を全面的に否定し、事実存在した「フンタリ」にはほかならぬ「豪族支配体制」を、また、「ツェンテナ」には、フランク王権がローマの軍事的植民の制になら⁽⁴⁾って創出した「王領地管理機構」を見ようとした。そうして、(カローリンガー時代の)「文書」によってその実在を確かめうる「自由人」は、後者すなわち「ツェンテナ」にのみ見出され、したがって、それらの「自由人」は、国王に対して、諸々の負担、とりわけ「国王賃租」を負っている、ということが強調されたのである。

ところで、われわれは、この段階におけるダンネンバウアー説に関して、彼が当時まだ古典学説的「一般自由人」概念を全面的に否定するにいたっていない⁽⁵⁾かった、ということに注意しなければなるまい。すなわち、ダンネンバウアーは、この論文の中で、つぎのように述べているのである(二二頁)。

「かかる国王賃租負担者に対する公やけの称呼は、通例、*Libert*、ドイツ語では *freie Leute*」である。彼らは、ときに、ゲツェンリヒ・エ・フライ 通常の自由人 *Ingenii* とは、はっきり区別されている。」

ダンネンバウアーが、ここにいわゆる「通常の自由人」として、果して何を念頭においてたかは、文献の制約により必ずしも十分に明らかではないが、この段階におけるダンネンバウアーがカローリンガー時代における「通常のグラーフシャフト」(『古典学説的グラーフシャフト』)の存在を認めていたことからもうかがえるように、それは、おそ

らく、当時のダンネンパウアーになお残されていた古典學說的「一般自由人」概念の残滓、と見ることができるのである
(第七章・第三節・二)。

このようなダンネンパウアーの見解は、『カールリンガーの軍隊』に関する論文を境にして、はっきりとした転換を示しており、古典學說的な「一般自由人」概念を全面的に否認する方向に向っている(上同)。われわれは、そのばあい、ここでダンネンパウアーが、新たに「勅令」に現われる「軍役義務を負担する自由人」をとり上げ、それが同時に「國王賃租負担者」であり、また、「國王自由人」である、と考へていることに注意しなくてはならない。すなわち、ダンネンパウアーは、この論文において、カールリンガー時代の「勅令」に現われる「軍役義務を負う自由人」に関する規定を分析し、それを「國王自由人」と解することによつてはじめて、古典學說的な「一般自由人」の概念を全面的に否定することができる、と確信するにいたつたのである。われわれは、その意味において、ダンネンパウアーの諸論文に、「國王賃租負担者」という表現とならんで、否むしる主として、「國王自由人」という表現が現われることを、決して単なる偶然と考へるべきではないであらう。

しかしながら、これまたわれわれが既に指摘しておいたように(第五章・第一節・一・註3)、「勅令」そのものの中には、「軍役義務」を負う「自由人」が同時に「國王賃租」をも負担している、ということを示す規定は、実のところ意外なほど少いのである。換言するならば、「勅令」の分析のみによつて、「國王自由人」がすべて同時に「國王賃租負担者」である、ということを決定的な形で論証することは、きわめて困難である、と言わなくてはならない。そこでダンネンパウアーは、「軍役義務」と *„funcio regalis“* (「ダンネンパウアーによれば「國王賃租」) とが同時に現われる八〇五年の「デーデンホーフ勅令」(4)、ならびに、八四〇年にアルザスの一修道院に与えられた「國王文書」(BM. 1069)を媒

介にして、勅令に現われる「軍役義務」と文書に現われる「国王賃租」とを結び合わせる。そうして、大要以上のよ
うな手続きによって確立された「国王自由人」の概念は、ようやく八、六、四年の「ピートル勅令」の中に、最も完全な
形で見出されるであろう。

以上のようなダンネンバウアー説の展開の中から、われわれは、「国王自由人」の概念に関して、いくつかの貴重
な示唆をよみとることができるであろう。第一に、われわれは、ダンネンバウアーのばあい、「国王賃租負担者」の
概念が主に「文書」に、また、「国王自由人」の概念が主に「勅令」に依拠している、という事実を見落すことはで
きない。既に述べたように、われわれは、「文書」からは事実存在した「自由人」を確かめることができるのに対し
て、「勅令」からは、たかだか王権の「政策的プログラム」の中に存在した「自由人」を確かめるにすぎない。す
なわち、「国王賃租負担者」と「国王自由人」という両概念のあいだには、それぞれの概念が主として依拠する史料
の性格の相違からして、必然的にある程度のギャップが存在せざるをえない、と思われる。

そのばあい、われわれは、『カローリンガールの軍隊』以降におけるダンネンバウアーのように、「国王自由人」の
概念を、「王領地」に住み、「国王賃租」と「軍役義務」を負担するものとして、一義的・固定的に把握してしまっ
てよいであろうか。右に略述したように、そうした「国王自由人」の概念が「勅令」そのものの中で明瞭な表現を獲得
するのは、ようやく九世紀も半ばすぎになってからのことである。周知のように、このとき既に、フランク王権は衰
退の過程に入っており、「ピートル勅令」そのものが、相互に矛盾する諸規定の寄せ集めから成っている、というこ
とにもうかがえるように、当時「勅令」がどれだけの実効的効果をもちえたかはもとより、果してそれがどこまで当
時の現実に根ざしていたか、ということさえ疑わしいのである。したがって、われわれは、その意味においても、「勅

令」に現われる「自由人」の中に、「國王自由人」の現実をではなく、その「理念型」を見なければならぬであらう。そうして、「勅令」の規定に関する限り、「國王自由人」の概念Ⅱ理念型は、概ね九世紀初頭から次第に明瞭な形姿を示しつつ、ようやくその中葉にいたって完成するにすぎないのである。

もし、以上のような見通しに大過なければ、ここでのわれわれの考察にとって決定的に重要なのは、当時における「國王自由人」の現実と理念を区別することであり、その上で、むしろ当時における「自由」の理念、ないし「國家觀」の変遷を具体的に明らかにすることである。しかしながら、われわれは、直接にその問題を取り上げる前に、なお二・三の問題を考察しておくはならない。

(四) そのような問題として、われわれが、まずとり上げなければならないのは、「軍役義務」そのものをめぐる問題であらう。

(i) われわれは既にいくつかの点に関して、マイヤーにおける「國王自由人」の概念にとつて、この「軍役義務」の問題がきわめて大きな比重を占めている、ということ指摘しておいた。すなわち、第一に、マイヤーは、(ゲルマン的)「軍隊王権」の国制史的機能をきわめて高く評価し、極言するならば、既に「軍隊王権」が「國王自由人」を創出した、とさえ受けとれるような考え方を示している(第三章・第二節)。第二に、マイヤーは、おそらく右の点とも関連して、メーロヴィンガー時代における「レウデース」(「広義における「國王の従士」)を、ただちに「國王自由人」そのものと把握している(第五章)。そうして第三に、マイヤーによる「國王自由人」の概念規定において、「軍役義務」は、「國王自由人」を「完全自由人」からわかたつ決定的な指標、とされていたのである(第四章・第一節・一)。

しかしながら、それならば、「軍役義務」こそが「國王自由人」の「自由の根拠」として最も決定的な要因である、

と考えてよいであろうか。右の諸点に関するわれわれの検討の結果は、われわれに対して、消極的な、少くとも慎重な態度を要求するものであった、と言ってよい。すなわち、第一の点については、「自由人のみが武装能力をもつ」という原則の起源の問題ともからんで、「軍隊王権」が、たとえばランゴバルドの事例に見られるように、自らの軍隊を補充するために事実しばしば「自由人」を創出したとしても、そのばあい、既にそれは、何らかの形で「ローマの遺産」―「抽象的・制度的国家観」を学んでいたからではないのか、という疑問が存在する。第二の点については、われわれもまた、「レウデース」を、メーロヴィンガー時代における「国王自由人」の前身としては最も重要なものと考えるが、それをもってただちに「国王自由人」を割り切ることに、必ずしも全面的に賛成できなかった。また、第三の点については、ほかならぬ『レックス・サリカ』の「自由人」が「軍役義務」を負担していたらしい、ということから、諸部族法典の「自由人」を「完全自由人」と考えるマイヤーの基本的構想に対して、重大な疑問を提出せざるをえなかったのである。総じて、これらの疑問は、メーロヴィンガー時代において既に、「国王自由人」という統一的身分の存在を認めうるか、換言するならば、当時において既に、「国王自由人」の概念―理念型が確立されていたのか、という、われわれの根本的な疑問に由来するものである。

(ii) ところで、右の第三の点、すなわち、果して諸部族法典の「自由人」を「完全自由人」と考えることができるか、という疑問は、われわれに対して、新たに、きわめて重大な問題を投げかけるであろう。すなわち、それならば、諸部族法典の「自由人」とはいったい何か、という問題がそれである。

われわれは、この点に関連して、既に、諸部族法典の「自由人」を、「国王自由人」ないしそれへの歴史的先蹤という視角から再検討する必要がある、ということ提言した(第四章・第五節の末尾)。われわれは、また、「レウデース」を諸部族

法典の「リーテン」と等置するマイヤーの見解が、いかなる具体的根拠をもっておらず、むしろ、「レウデース」を「部族法上の自由人」と考えることによって、マイヤー説の難点を除去することができるであろう、ということをも示唆しておいた(第五章・第三節・三・四)。これを端的に要約するならば、われわれは、少くとも『レイクス・サリカ』に関する限り、「部族法上の自由人」とは、もともとフランク国王に従ってガリアに赴き、そこで新たに獲得された土地(最広義における「王領地」)を分与された「レウデース」を念頭に置いたものではないか、という仮説を提示してみたいのである。

これらの「レウデース」が、王権確立後、それぞれ土地を分与されて定住するに及び、やがて王権の軍事的支柱としての機能を次第に失い、あるいは、次第に王権の直接的把握から離脱するであろうことは、容易に想像することができる。したがって、王権は、常に、これらの「自由人」のみに依存するのではなく、部族法上の「不完全自由人」はもとより、時には「不自由人」をも含めて、要するに自ら直接に把握しうるものによって、その「軍隊」の補充を試みざるをえない、と思われる。その意味においては、「軍役義務」ないし「軍隊王権」が旧来の身分秩序に対して果した平均化的機能は、決して一度限りのものではなく、王権確立後もいわば断続的な形でつづいている、と考えなければならぬ。そうして、のちにカローリンガーの諸国王が、おそらくはオストフランク地方における「軍事的植民」の現実に、範型を求め、「抽象的・制度的国家観」に裏打された「国王自由人」の理念型を完成するにいたったとき、われわれは、メーロヴィンガー時代の「レウデース」とカローリンガー時代の「国王自由人」を貫く一本の赤い糸として、ほかならぬ「軍役義務」を認めることになるのではあるまいか。(5)

もし以上のような見通しが可能であるとすれば、「軍役義務」の問題は、マイヤーが考えたのとは異った局面におい

て、きわめて重要な国制史的意義を帯びるであろう。しかしながら、そのばあいといえども、われわれは、メーロヴィンガー時代の「レウデース」ないし「部族法上の自由人」を、同時代の史料のみによって「国王自由人」と解することは、きわめて困難であり(第五章・第三節・四)、また、カローリンガー時代における「軍役義務」が、「自由の根拠」といふよりはむしろ、その「帰結」としての側面をもっている、ということを見落すことはできないのである。

(五) われわれはつぎに、「裁判藉」の問題にふれておかなくてはならない。周知のように、古典学説においては、公的な裁判所に裁判藉をもつことは、単に「一般自由人」の重要な一属性とされただけでなく、しばしば、ほかならぬその「自由の根拠」と考えられてきた。そうして、われわれが前章で問題にしたように、ドイツ新学説においても、「国王自由人」は、独自の「裁判共同體」(ゲリヒツケマインデ)(ダンネンバウアーのいわゆる「ツェンテナ」)を形成し、また、グラーフ裁判所への出廷義務を負っている、と考えられている(第七章・第二節・第三節)。われわれは、以下において、念のため、もとより古典学説におけるのは全く異った意味においてはであるが、こうした「国王自由人」の「裁判藉」が、彼らの「自由の根拠」とはなりえないか、という問題を考察しておきたい。

「国王自由人」が、「ツェンテナール」もしくは「グラーフ」のもつて、独自の「裁判共同體」を形成していた、というばあい、それは、つぎのような土地処分権の制限と密接に関連していた。すなわち、「国王自由人」は、その土地を相続せしめることはできたが、ニヒトゲクツセ非共同員への譲渡は禁ぜられており、そのためには、特別の許可が必要であった、という制限がそれである。ダンネンバウアーによるならば、この制限は、「国王自由人」の土地が彼らの「アロツド」ではなく「王領地」であり、したがって、それには「国王賃租」ならびに「軍役義務」が課せられていた、ということにもとづくものである。「マルク」の利益権も、彼ら「国王自由人」の共同員のみ^{(以上、第七章・第}に留保されており七章・第

三節・ii・a)、ダンネンバウアーは、「現実の古いマルクゲノッセンシャフトを見出したとき、そこには必らずケーニヒスロイテが住んでいる」という(「アレマニエンの住民」三〇四頁・註五〇)。こうした「国王自由人」の共同体的性格は、「マルクゲノッセンシャフト」の起源についてはもとより、今日わが国の学界で喧しい論議的的となつてゐる「村落共同体」の起源についても、きわめて興味深い視角を提供するであらう。しかしながら、ここでのわれわれの問題は、「国王自由人」の「裁判藉」、あるいは、それにもとづく彼らの「共同体」的性格が、果してその「自由の根拠」たりうるか、ということである。

その点についてわれわれは、「ツェンテナール」が正規の裁判官しての機能を獲得したのはたかだか八世紀中葉以降のことである、ということ(第六章・第一節・ii)、「国王自由人」——「ツェンテナール」——「グラーフシャフト」という裁判権の系列が確立されたのはそれよりもっと遅い時期のことであらう、ということ(第七章・第四節)を指摘しなければならぬ。さらに、われわれは、ダンネンバウアーが、グラーフ裁判所への出廷義務を負う「自由人」を「国王賃租負担者」と等置したとき(第七章・第三章三)、そこでも彼の論証の決め手となつてゐる史料が、八四〇年の「国王文書」(BmG: 1069)と八六四年の「ビートル勅令」である、ということを見落すことはできないであらう。換言するならば、仮に、「裁判藉」の問題が、「国王自由人」の「自由の根拠」である、と考えられたことがあつたとしても、それは、「国王自由人」の理念型の完成過程と並行しており、時期的には比較的遅く、また、現実には「国王自由人」の解体がかなり進行してからのことである、と言わなくてはならない。さらに、独自の「裁判藉」にもとづく「共同体」的性格について一言するならば、マイヤーが正当に問題を提起しているように、それは、「自由」の維持、という問題に関しては、きわめて重要な意味をもちえたであらうが、その成立・淵源を説明することはできないのではあるまいか(七)。

(六) われわれは、本節の最後に、「国王自由人」の「自由の根拠」としてわれわれ自身最も重要な契機と考える。「国王との直結関係」をとり上げる。以上において検討してきたように、「王領地」の問題、「軍役義務」の問題、さらには、「裁判籍」ないし「裁判共同体」の問題が、いずれも「国王自由人」の「自由の根拠」として必らずしも決定的な契機と見なしえないとすれば、われわれにとっては、それだけ一層、「国王との直結関係」そのものが、重要な意味をもつにいたるであろう。そのばあい、われわれは、先に述べたところ(本節・三)に従って、「国王自由人」の現実とその理念を区別しなければならぬ。

(i) 「国王自由人」の概念にとって、おそらく、「国王との直結関係」が最も重要な標識である、ということ自体、現実には、「国王自由人」の存在ないしその国制上の地位が、その時々における「国王自由人」と「王権」とのあいだの具体的な結びつきのあるあり方に依じて、きわめて動態的な、また不安定なものであった、ということを物語るであろう。そのばあい、「王権」が何らかの形で「国王自由人」を直轄的に支配した限りにおいてのみ、「国王自由人」は「国王自由人」たりえたし、また、フランク国家においては、「国王自由人」を一つの恒常的な「制度」として把握することは、ついにその現実とはなりえなかつたからである(第七章・第四節・三・iii)。

既に紹介したように、ダンネンバウアーは、カロリング時代代の「国王自由人」の「軍役義務」が、現実には、かなり苛酷なものであったこと、また、当時「国王自由人」が聖職者身分に入るのを禁ぜられていた、ということを描している(第五章・第三節・一)。そればかりではない。「王権」は、「王領地」ないしそれに課せられた諸負担だけでなく、「自由人」そのものを寄進することさえできたのである。(8) こうした事実が、ダンネンバウアーにとって、「国王自由人」なる身分を発見する一つのきつかけになっており、また、ダンネンバウアーが、少くとも当初は、「国王

のヘルシャフト」といへども「ヘルシャフト」である、という側面に力点をおいて考えていた根拠である。ポーゾルが、「国王の自由」を、《不自由な自由》あるいは《自由な不自由》と称び、また、「国王自由人」の「自由の根拠」を「国王のムント」に求めている（本節）のも、こうした「国王自由人」の現実、さらにはその動態的把握に関する限り、あなたがち理由のないことではあるまい。さらに、カールリンガー時代における「国家観」の変遷を重視するマヤヤーも、「国王自由人」の現実を問題にするばあいには、国王の《ハウスヘルシャフト》という表現さえ用いているのであって、「国王自由人」の従属的性格を決して見落してはいないのである。

われわれは、それゆえ、以下において、「国王自由人」の理念型の完成過程を問題にするばあいにも、現実には、「国王自由人」の理念型の完成にもかわらず、その従属的性格がなお存在している、というだけではなく、さらに、「国王自由人」の理念型の完成が、むしろ、右のような「国王自由人」に対する国王の（人的な）「支配の根拠」を補強することになりえたであろう、ということをも、たえず念頭においておかななくてはならない。

(ii) われわれは、以上の考察を前提として、以下、マイヤーの『カールリンガーの国家観』に拠りつつ、「国王自由人」の理念型の完成過程について検討してみたい。

この論文においては、既に指摘しておいたように（第三章第三節）、メーロヴィンガーの王権は、「アントウルステイオーネン」と「レウデイス」という二つの異った従士団より成る「従士団国家」と考えられており、「その国家は、まだ純粹な人的団体（人的結合）であった」とされている。そのばあい、「レウデイス」は、たしかに、国王に対して「忠誠と服従」の義務を負うものとして、もともと国王の側近にあり、国王に対して「助力と援助」の義務を負った「アントウルステイオーネン」とは区別されているが、それにもかかわらず、「レウデイス」は国王の「従士」と把握され

ており、それを「近代の意味における臣下」と等置することは、固く戒しめられている(以上、主に)。そうして、マイヤーによるならば、こうした古い「ゲルマン的国家観」は、少くとも「宣誓(いわゆる臣民の宣誓)方式」に注目する限り、八〇二年のカール大帝の勅令においても、きわめて明瞭にその痕跡を辿ることができる。すなわち、ここでは、「法によって従士が彼の主君に対してそうあるべきがごとく忠誠である」ことが宣誓されたのである(八頁)。

これに対して、ローマ的な・否むしる教会に由来する新しい「制度的国家観」は、カールマンならびにカール大帝(八世紀後半)のころから、勅令で用いられる国王の「称号」の中に現われはじめる(一七頁以下)。この国家観によれば、「国王個人に対して従属関係にある人々は不自由人であり、これに対して、……ある制度の担い手としての国王によって支配される者は自由人である。」(六頁七)

「宣誓方式」に現われてくる(八頁七)。ここでは、八〇二年の方式に重要な修正が加えられ、「法によって自由人が彼の国王に対してそうあるべきがごとく……忠誠である」ことが宣誓されている。すなわち、「教会に属する人々によって信奉され支配的地位を獲得したこの国家理論によって、シュタインツワウンデルタイン国家臣民という概念がカールロリッガー国家の国法の中へ導入され、「八〇二年の」ホモ、すなわち従士に代って、フライエ・マン《自由人》が登場した。彼は、いかなるライプヘルにも従属せず、また、ゲフォルクスヘルとしての国王にはなく、国家権力の代表者・所持者としての国王に臣属しており、まさにそのゆえに《自由》であった。」これに対して、「八〇二年の宣誓は、国家に属する者のうち、国王に対して人的な関係のもとにあった一グループ、すなわち、レウデースによっておこなわれた。これより以前において既に、彼らはしばしばリベリーと称されているが、今や「この八五四年の勅令においては」、彼らの《自由》は、はつきりと国家への臣属の上に築かれている。」(以上、一)

われわれは、以上によって、第一に、メーロヴィンガー時代の「レウデース」とにカーロリンガー時代の「國王自由人」とをただちに等置すべからざるゆえんを、ほかならぬマイヤー自身の言葉によって、きわめて明瞭に理解しうであらう。しかも、第二に、ここでマイヤーが「宣誓方式」の変化について指摘したクロノロジーは、われわれが先に、ダンネンバウアーにおける「國王賃租負担者」・「國王自由人」兩概念の關係を分析した際に述べた、「國王自由人」の理念型の完成の時期と一致しているのである。これを要するに、「國王自由人」という統一的身分、あるいは、王權による（制度的）「支配の原理」としての《自由》の理念は、メーロヴィンガー時代にはまだ存在せず、カーロリンガー時代、それも九世紀中葉にいたってようやく完成した、と考へるべきであらう。

もとより、メーロヴィンガー時代の「レウデース」（あるいは、カーロリンガー時代になつてからは、たとえばオストフランク地方の「軍事的植民」）のごとく、現実に國王に直屬していた「自由人」を「國王自由人」の概念によつて把握し、カーロリンガー時代の「勅令」において完成される「自由な國家臣民」の理念を「一般自由人」の概念によつて把握する、ということも、あながち不可能ではあるまい。さしあたり、それは、概念規定の問題にすぎない、といつてよい。しかしながら、われわれは、そのばあい、「一般自由人」という名称が、今日においてもなお、その學說史的宿命から自由ではありえず、自らある特定の實體を予想せしめ易いということをして別にしても、つぎの二つの事情を考慮に入れなければならないであらう。第一に、右におけるマイヤーからの引用が示すように、たとえば「レウデース」なら「レウデース」が、ほかならぬ「レウデース」（『國王の從士』）たることのゆえに「自由人」と見なされた、という確証は存在しない。第二に、マイヤー、ならびに、とりわけダンネンバウアーにおける「國王自由人」の概念は、勅令に現れる「自由人」に関する規定を盛りこんだときにはじめて、概念として明確なものになつた。以上二つの事情がそ

れである。われわれは、それゆえ、さしあたり、「国王自由人」の歴史的先蹤ないし前身、「国王自由人」の現実、ならびに、「国王自由人」の理念型、などを区別するにとどめたいと考える。

(iii) マイヤーによる『カローリンガー時代の国家観』の研究、具体的には、主に勅令に現われる「宣誓方式」の分析は、われわれに、今ひとつ、「封建化」の問題に関して、きわめて興味ある視角を提供する。マイヤー自身の要約にしたがうならば、それは、つぎのように述べられている(二八)。

「宣誓方式は、国法と国家に関する最良のまた最も確かな史料である。しかし、それは、われわれに、国家臣民層の成立のみならず、レーン制の完^{アウスビルドウング}成を^をも示している。というのは、高級官吏、すなわちグラーフと国王巡察使、ならびに、司教の階層が、しだいに、身分法上の特^{ゾント}権^{アッベ}層として際立たしめられたからである。これらの官位の担い手たちから、ライヒに参与する者が生れた。彼らはそれ以来社会の最上層たる帝国貴族層に属し、すべての重要な官職ならびに官位は、この階層に留保されたのである。」

このような要約は、大要つぎのことき事実を念頭においたものである。先にもふれたように、八五四年の宣誓方式は、「国王の従士」という人的な把握から「自由な国家臣民」という制度的な把握への転換、を示している。しかし、まさしくそのゆえに、それは、高級官吏(グラーフやミッシ)ないし司教に対しては不向のものとなった。というのは、これらの階層に対しては、「まだ人的な絆・レーン法的諸規定が妥当していた」からである。従来、フランク王国には異った宣誓方式が存在し、それぞれ異った身分階層に対応していたが、それは、しばしば相互に交錯することがあった。ところが、そうした宣誓方式は、八〇二年の一般向の宣誓方式から八五四年の「国家臣民層」向のそれへの転換にともない、「ほかならぬ九世紀中葉に、相互にはっきりと分離しはじめる。そのことを、八五八年の宣誓方式が示している。」(七九頁上、一)

(ministerium et persona) にしたがひ、国王に忠誠であり、かつ国王の補佐役たるべきことを誓っている。マイヤーによれば、これは、「臣民の宣誓」ではなく、「最高の国家機関の官職宣誓」である。それに対して国王が宣誓したことも、単に国王の首長が国家の臣民に対して負う義務以上のものを含んでいた(以上、一)。

われわれは、この八、五、八年の事例が、方式上単に「レウデースの宣誓」を継承しているとか、あるいは、そこにはもっぱら「レーン法」的諸規定ないし諸概念が見出されるとか、さらには、右の宣誓方式の文言のうち「官職と人格」の代りに「人格」のみが現われるとか、もしそういうた事例であるとするとすれば、ここに、「一般臣民層」には含まれぬ「身分法的特権層」の確立、ならびに、「レーン制の完成」を素直に認めてよいであろう。しかし、事態は、そのように単純ではない。ここには、たしかに、「身分法的特権層」の確立は認められるが、それは、単に「レーン制の完成」と並行しているのではなく、むしろ、「官職」的理念の滲透と並行している、と見るべきなのではないか。

既に述べたように、マイヤーの構想に従うならば、フランク王国には、はじめから、「アントゥルスティオーネン」と「レウデース」という、それぞれその性格を異にする広狭二つの従士層が存在していた。そうして、そのうちの前者、すなわち、「アントゥルスティオーネン」から、のちの「封臣層」ならびに「帝国貴族層」が生れる。これに対して、フランク王国への「官職法的原理」の滲透は、時期的に著しく遅いものとして考えられている。勅令で用いられる国王の「称号」について言えば、王権を神から委ねられた「官職」として把握する見解は、ようやく、七六九年および七八九年になって現われ、カール大帝の皇帝戴冠後の一文書における、有名な imperator Romanum gubernans imperium qui et per misericordiam dei rex Francorum... という文言に、最も明確に現われている。しかしながら、この時代における聖職者たちの影響力は限定されており、それをもってただちに、フランク国法の變化

と結びつけて考えることはできない(一七二頁)。マイヤーがこの点に関してとくに重要視するのは、ルドウィヒ敬虔王の治世、とりわけその最初の一〇年間である(一四七頁)。現に、右に引用した *ministerium et persona* という文言は、八二八／九年のパリ公會議の議事録に由来するものであり、当時それは国王のみに関するものであった。しかし、既に八二三／五年に成立した *admonitio ad omnes regni ordines* においては、国王の「官職」^{ミニステリウム} について語られるとともに、その一部を司教ならびにグラ、ラ、フに委ねることができる、とされている(以上、一八〇頁、な)。^(らびに、一七四頁)

いうまでもなく、古典学説においては、まず王権を頂点とする「官僚国家」が存在し、そこへ「レーン制」が滲透してくることによって「封建化」の事態が生ずる、と考えられていた。したがって、右に略述したように、まずもって「従士制」ないし「レーン制」的絆に依存する国家体制が存在し、そこへ「官職法的原理」が滲透してくるのだとすれば、事態は古典学説的な把握とは全く逆であった、ということになり、それだけでも既に、われわれにとってはおきわめて重要な問題提起を含むもの、と言わなければならない。さらに、右に指摘した「グラ、ラ、フ」についての「官職的把握」が現われる時点を、従来においても裁判権の改革に帰せられていた時点(九世紀初頭)、と考え合わせるとき、それは、われわれが前章(第四)で試みたとき「グラ、ラ、フ、シャフト」に関する試論に対して、一つの支柱を提供するものである、と言ってよいであろう。

しかしながら、「宣誓方式」が含む問題はそれにつきない。マイヤー自身の分析に従うならば、八五八年の宣誓において、「一般臣民層」から分離され、「最高の国家机关」に留保された「官職」と「人格」という両契機は、それ自体、相互に矛盾する要因をも含んでいるのである。すなわち、八七二年に司教たちによっておこなわれた「宣誓方式」からは、「人格」という文言が除去されている。さらに、八七六年に、ランスの大司教ヒンクマールは、*senior*、

としての国王に対する宣誓を拒否した。おそらくは、このヒンクマールの努力が実を結び、翌八七七年の「宣誓方式」においては、「修道院長、ならびに、王国の貴族フリーホーレスならびに、王国の封臣が、彼「国王」に托身トスし、慣習にしたがひ、宣誓によって忠誠を約した」のに対し、司教は、「官職ミニステリウムにしたがひ、助言と助力によって、彼に忠誠たるべきことを」約したにすぎない。マイヤーによるならば、ヒンクマールは、「司教たちをレーン法的拘束にまきこませないように」努力したのであり、右の八七七年の「宣誓方式」においては、「官職は、忠誠義務の根拠といわんよりも、むしろその限定として考えられている。」(以上一頁)

果してそうだとすれば、ここには、われわれにとつて、きわめて重大な問題が伏在している、と言わなくてはならない。すなわち、一方において、「抽象的・制度的国家観」にもとづいて「国王自由人」の理念型が完成されるとき、他方において、「国王自由人」II「自由な国家臣民」という範疇からはみ出た高位聖職者ならびに貴族たちは、単に、「身分法的特権層」として際立たしめられたのではなく、また、従来彼らと王権とのあいだを結んでいた「人的な絆・レーン法的諸規定」が、「官職法的原理」の滲透によって補強された、というのではない。少くとも司教のばあい、「官職」は、忠誠義務の「根拠」といわんよりは、むしろその「限定」のための口実としての機能を果しているからである。

もとより、右に述べたことは、さしあたり、司教のみに関するものであって、修道院長やグラーフは、依然として、王権とのあいだに「レーン法」的關係を結んでいる。しかしながら、われわれは、今問題になっている時期、少くとも九世紀後半の時期が、現実には、フランク王権の弱体化の時期と一致する、ということをお忘れはならない。前章で述べた「グラーフシャフト」に関する見通しからしても、一方において「国王グルントヘルシャフト的グラーフシャ

フト」が理念的・制度的に整序され、他方において「帝国貴族層」についても「官職的把握」が滲透するならば、逆に、「帝国貴族層」は、公然と、「国王自由人」ないし「国王グルントヘルシャフト的グラーフシャフト」に対する支配権を容認されたことになりはしないか。そうして、それによって、王権の脚下から、「帝国貴族層」を王権のもとにつなぎとめるための実力的基礎が次第にとり除かれていくとき、そこに現出するのは、通常「封建化」と称される事態なのではあるまいか。もしそうした見通しが可能だとすれば、「官職法的原理」の滲透は、「国王自由人」に基礎をおくフランク王国の理念的完成をもたらすと同時に、現実には、その崩壊Ⅱ「封建化」への萌芽をも同時に内包していた、と言わなければならない。ことの重大さにかんがみ、併せて問題の所在を指摘したゆえんである。

(1) この点について、私は、近く別稿を公やけにしたい、と考えているが、とりあえず、『中世前期の自由と国家』(上巻)(一九六三年)所収の拙稿『完全自由人』とは何か』第二節・第三節を参照されたい。

(2) 『ゲルマン時代の豪族支配体制』においては、『フンデルトシャフト』論文の参照が求められており、したがって、何らかの形で補註(一〇)しかし、この脚註においては、『フンデルトシャフト』論文の参照が求められておらず、何らかの形で補筆が加えられていることは明らかであるが、「国王賃租負担者」のこと、ないし、その表現が補筆にもとづくものであるかどうかは不明である。いずれにせよ、この兩論文はいわば一つの楯の両面をなすものであつて、ダンネンバウアーが「国王賃租負担者」のことを正面からとり上げたのは、『フンデルトシャフト』論文においてであつた。

(3) ダンネンバウアーは、右の引用に附された脚註(註二〇五)の中で Bouquet (*Recueil des historiens des Gaules et de la France*), Bd. 8, S. 457 f.; S. 465; Bd. 9, S. 420 を指示してゐるが、われわれは、遺憾ながら、現在この箇所を自ら検討することができな。さらにダンネンバウアーは、もう少し先の脚註(註二〇七)においては、「*Franci homines*」という表現については、それが、必ずしも一義的ではなく、もつぱらテクニカルな意味で「国王賃租負担者」を指すとは限らない、ということを注意した上で、勅令のいくつかの箇所は、「自由人一般」(*Freie schlechthin*)としてしか理解できないと述べている。その実例としてあげられている勅令を検討してみると、この「自由人一般」というのは、一つには、「封臣層」に関する規定であり、今一つには諸部族法

典に対する「附加勅令」に見られる規定、したがって「部族法上の自由人」に関する規定である。なお、マイヤーは、この「通常の自由人」という表現に関連して、「完全自由人のための余地がまだ残されていないか」という問題を提起し、「部族法上の自由人」は「完全自由人」である、と考えるのであるが(『フンデルトシヤフト』一三四頁)、この点については、前掲拙稿において詳論しておいた。本稿第四章でも述べておいたように、私は、「部族法上の自由人」を、「國王自由人」とはカテゴリーを異にする「完全自由人」と把握する理由はないと考える。

(4) 第五章第一節・註3で「デイーデンドルフ」と書いたのはまちがいである。

(5) 以上については、前掲拙稿『完全自由人』とは何か』を併せて御参照いただければ幸せである。

(6) この点については、とりあえず、拙稿『コンスタタツの中世史研究グループ』について』(『法制史研究』九、一九五九年)を参照。

(7) マイヤー『自由農民』、とりわけ一七三・四頁、ならびに、第五章・第三節・二・viにおける『國王自由人』からの引用を参照。

(8) その最も明白なる例として、われわれは、BM^o 845をあげることができる。これは八二八年、ルドウイヒ敬虔王が、ビピンのおこなつたブライスガウの二一名の自由人の寄進を確認したものである。

(9) 『自由と不自由』一九九頁。

(10) 『論文集』「あとがき」四七二頁。これは、シュレージンガーが、カーロリンガー時代の「王領地」に既に「制度的領土国家」が認められる、としたことに対する反批判である。

第二節 歴史的展望

われわれは、前節における考察によって、「國王自由人」を固定的・概念的に捉えることの困難なゆえん、あるいはむしろ、「國王自由人」を固定的・概念的に把握すべからざるゆえんを、多少とも明らかにしてきたつもりである。この点に関連して、われわれは、「國王自由人」の実在を確認するための最も有力な史料である「文書」が、ほとんどすべて「寄進文書」であり、したがって、それは同時に、ほかならぬ「國王自由人」の解体、少くともそれへの第

一步、を示す史料でもある、という、一見きわめて逆説的な事情を想起しなければならぬ(第五章・第二節・一・註3)。

こうした事情を念頭におくならば、われわれが「国王自由人」の概念をめぐる諸問題を要約しようとするばあい、われわれとしては、現在われわれ自身が抱いている「国王自由人」に関する歴史的展望を、できるだけ卒直に提示してみるほかはないであろう。もとより、以下に述べることは、ほとんどもっぱら、マイヤー・ダンネンバウアー説の内在的分析のみによってえられた見通しにすぎず、おそらく「仮説」の名にすら値いしないであろう。しかしながら、以下の歴史的展望は、本稿においてわれわれが提示してきた多くの問題に一応のしめくりをつけるためにも必要と思われるので、敢えてこれを公やけにし、大方のきびしい御批判をお願いする次第である。

(一) われわれは、まず、ゲルマン時代に関して、ダンネンバウアーの「豪族支配体制」の主張を、基本的には正しいものとする。そのばあい、ただちに問題になるのは、この「豪族支配体制」とタキトウスの「自由人」の関係いかん、ということである。これに関して、われわれは、タキトウスの「自由人」を「豪族」の「従士」と把握することによって、右の困難を克服することはできないか、という試論を提示した。われわれは、さらに進んで、タキトウスの「自由人」が、果して当時において既に、ゲルマン人によって「自由人」と称ばれ、「自由人」と自覚されていたか、という、きわめて大胆な問題を投げかけてみた。

しかし、その点はどうあれ、事実上の問題としては、われわれもまた、「豪族」の階層の下に、また、おそらくはもっぱら生産ないし家事労働に従事した「不自由人」の上に、「従士」の階層が存在していた、と考える。そのばあい、われわれは、この「従士」たちの「自由」が、「保護された自由」ではなく、「貴族的自由」の系列に属することを見落してはならない。ゲルマン時代の国家とは、要するに、それぞれ「従士団」ともなう「豪族」たちによつ

て構成される「人的結合國家」である、と言つてもよい。この時代においては、「國王自由人」の存在が、まだ全く問題となりえない、ということについては、改めて指摘するまでもあるまい。

(二) 既にタキトウスの時代にその萌芽が見られたのであるが、とりわけ民族大移動の変動期に、右のような「從士團國家」は、より規模の大きい「部族國家」にまで統合され、かつ、多くのばあい、その内部において、「王權」がまず「軍隊王權」として成立する。ここに、従來の身分秩序は、この「王權」＝「軍隊王權」との関係によつて、大きな變動を経験することになった。

われわれの関心の中心を占めるフランク族のばあいにも、「王權」は、基本的には、おそらく以上のような過程を経て成立した、と推定される。そのばあい、われわれもまた、マイヤーとともに、メーロヴィンガー時代におけるフランク國家を、「アントゥルスティオーネン」と「レウデース」という、それぞれその範圍・性格を異にする二つの「從士團」によつて構成されたであろう、と考える。「アントゥルスティオーネン」と國王とのあいだは、本來の意味での(ゲルマン時代におけると同じ)「從士制」的絆によつて結ばれている。これに対して、「レウデース」のばあい、その國王との関係は、依然として、本質的には人的な契機によつて規定されているが、われわれは、「レウデース」が既に「軍隊王權」の洗礼を受けており、その國制史的地位は、ゲルマン時代における「從士制」とカローリンガー時代における「國王の自由」を媒介するものである、換言すれば、それは、王權の「軍事的支柱」という側面と同時に、既に王權による「支配の対象」としての側面をも、もつにいたっている、ということを見落すことはできない。

フランク族のもとに、始源的な「豪族支配体制」が存在したかどうかは、史料の残存状況からして、きわめて検証困難な問題であるが、フランク族(サリー族)によつて制圧ないし征服された諸部族(リプアリア・カッティヤなどを含む)

のもとにあつては、われわれは、ある程度、その「豪族支配体制」を推定することができる。フランク王権は、かくして、他部族領域を自らの支配圏にくみこむことによつて、そのつど新たに、「豪族支配体制」と対決しなければならなかつた（但し、メーロヴインガー時代に關する限り、一般的にいつて、フランク王権による他部族領域の把握は、きわめてルースなものであり、たかだか「部族太公權」を介しての「オーバーヘルシャフト」にとどまつたであらう）。われわれは、さらにフランク王権の伸張と並行して、フランク族の内部においては「アントゥルスティオーネン」層の権力も増大し、やがて、それ自体「貴族」と称するべき階層が生れた、ということをも見落すことはできない。

(三) 周知のように、ガリアにおけるフランク王権の確立直後、『レークス・サリカ』が成立する。ここにはじめて、ゲルマン人自身の手になる史料の中に、「自由人」という身分が登場してくる。しかしながら、われわれは、部族法典の成立ということ自体、「ローマの遺産」との接觸を機縁とするものであり、また、その際における王権のイニシヤティヴは、従来考えられていたよりもはるかに大きかつた、という事情を考慮しなければならない。現に『レークス・サリカ』の人命金秩序は、二重の意味で、典型的に「王権（法）的」である、ということができよう。すなわち、第一に、ここでは、「貴（豪）族」に特有な人命金を認めておらず、原理上、それは「自由人」に含めて考えられており、第二に、国王に勤務する「自由人」（「アントゥルスティオーネン」・「ロマーヌス」・「プエル・レーギス」）に対しては、それらのものがその出生身分によつてもつ人命金の三倍額を保障されている、ということがそれである。

マイヤーは、この『レークス・サリカ』の「自由人」を「古自由人」・「完全自由人」と考え、また、「ロマーヌス」・「プエル・レーギス」・「リーテン」を「国王自由人」と考えるが、われわれは、かかる構想に対して、根本的な疑問を抱かざるをえなかつた。⁽¹⁾すなわち、われわれがおこなつたマイヤー説の分析に太過なれば、ドイツ新學説の意味に

において「國王自由人」との対比において、「完全自由人」と称するべきものは、フランク族のばあいには「アン
トゥルステイオーネン」(狹義における「國王の従士」のちには、「國王の封臣」)、また、たとえばアラマンネンのばあい
については「メデアアーニー」(土豪層)の階層のみである。さらに、われわれは、この時期に成立した諸部族法典に
ついては、その「自由人」の中に、単に「古自由人」(自生的・始源的社會秩序における自由人)(「マイヤー」(フンデルト)
「シヤフト」(三四頁))
をではなく、むしろ、「國王自由人」の前身をさえ、認めなければならないであろう。われわれは、さらに進んで、
『レークス・サリカ』の「自由人」が、主として、もとフランク王權に従ってガリアに赴き、そこでのフランク王權の確
立後、それぞれ土地(最広義における「王領地」)を分与されて定住するにいたった「レウデイス」を念頭においたもの
はないか、という仮説を提示してみたい。この仮説の成否はともかくとして、われわれは、『レークス・サリカ』の
「自由人」が、國王に対して、「軍役義務」を負担した、ということだけは、見落してはならない。

(四) われわれは、以上に述べた「レウデイス」ないし『レークス・サリカ』の「自由人」のほかに、メーロヴィン
ガー時代における「國王自由人」の前身として、さらにつぎのようなものを考えることができる。

まず、『レークス・サリカ』に登場する諸身分についていえば、第一に、「ロマーヌス」をあげなければならぬ。
これは、人命金秩序の上で「自由人」と区別されており、また直接に「軍役義務」を負担したかどうか疑問が残る
が、彼らは、少くとも「自由な国家臣民」であり、国家權力に直屬し、かつ「租税」を負担していた。第二に、「プ
エル・レーギス」。これは、明らかに「自由人」ではないが、國王以外のなんびとをもそのライプヘルとしてもたず、お
そらく、常に國王の最も身近なところにあつて、(ある意味での)「國王勤務」に従事し、時に「サケパロ」などの要職
に用いられることもあつた。第三に、「リーテン」。これは、國王以外のある主人に従屬していたことは明らかである

が、他の「不自由人」とはちがって「武装権」をもっており、その主人に従って従軍した、と考えられる。

つぎに、われわれは、ローマ以来の「ラエティ」が、その体制を維持しながらガリアに入ったクロードヴィヒに従ったこと、また、メーロヴィンガー王権自身、その制度にならいつつ、新たに「ツェンテナ」を設置したこと、を知っている。この「ラエティ」や「ツェンテナ」における身分関係は必ずしも明らかではないが、それは、「王領地」ないし「国家領」と関連をもつ典型的な「軍事的植民」であり、しかも、おそらくは、かかるものとして特殊な「ゲマインデ」を形成していったのではないか、と考えられる。われわれは、また、「王領地」において国王に直屬する「セルヴス・フィスカリヌス」が、「軍役義務」に従事したばあいもある、ということを知っている。

われわれは、メーロヴィンガー時代においては、「国王自由人」なる統一的身分はまだ存在せず、のちに見られる「国王自由人」の諸指標は、大要以上のような形で、それぞれの身分ないし階層に分有されていた、と考える。そうして、先にふれた「国王勤務は人命金を三倍にする」という原則が存在することからもうかがわれるように、フランク王権は、『レークス・サリカ』成立後においても、既存の身分秩序に対する平均化の機能を果しつつつづけた。とりわけ、もとフランク王権に従ってガリアに入った「レウデース」が、その定住後、次第に王権の軍事的支柱としての意義を低下・喪失するとともに、王権は、それ以外の階層から、自らの「軍隊」を補強する必要に直面したであろう。しかしながら、それらのものは、「国王自由人」それ自体ではなく、その前身、それへの歴史的先蹤にすぎない。この段階においては、「国王自由人」に最も近い「レウデース」（われわれの仮説によれば、さらに、部族上の「自由人」そのもの）と「ロマヌス」が、依然としてそれぞれ独自の存在である、という事実は、その意味できわめて示唆的である。

(五) メーロヴィンガー王権の勢力が衰退し、フランク王国が混乱に陥ったとき、とりわけ「豪族支配体制」の新たな抬頭の前に、右のごとき「國王自由人政策」の萌芽は、一旦摘みとられた、と考えなければならぬ。しかしながら、やがて、八世紀中葉から九世紀前半にかけて、こんどはカールロリッガー王権の手によって、「國王自由人政策」が、より大規模な、また、より組織的な形で展開されることになった。

そのばあい、われわれは、この「國王自由人政策」が最も典型的に展開された事例として、オストフランケン地方における「國家的植民」に注目すべきであろう。ここでは、当初、「軍事的植民」という性格が強かったが、やがて、「ツェンテナ」―「グラーフシャフト」の網の目、すなわち、行政的ないし司法的な組織化も、少くともドイツの他の地方にはその例を見ないほど完備されたものとなる。そのほか、われわれが比較的明瞭に「國王自由人政策」の痕跡を辿りうる地方としては、アレマニエン地方・ザクセン地方、ならびに、シュパーニシェ・マルクなどをあげることができよう。

しかしながら、このばあいといえども、われわれは、「國王自由人」の存在を、あまりに制度的・固定的なもの、と考えることはできない。「國王自由人」は、その時々における王権との具体的な関係に依じて、既にその成立と同時に解体への萌芽を胎む、といった、きわめて不安定・流動的な存在でしかない。王権の側からすれば、とりわけ軍事的な要求がきびしい地方においては、主に「國王自由人」の「軍役義務」に関心をもたざるをえなかったであろうし、「ケーニヒスホーフ」の近辺、あるいは、既に右のごとき軍事的な要求が問題とならなくなったような地方においては、むしろ主に「國王自由人」の「國王賃租」に着目したであろう。さらに、後者のばあい、「國王自由人」が、自己托身により、次第に王権の直轄的支配を離脱していくことに対する対策の一つとして、むしろ積極的にそれを修道

院に寄進してその合理的經營に委ね、それに対する間接的な支配権のみは確保しよう、と試みたこともあつたらう。こうして、カーロリンガー王権は、一方では「国王自由人」を創出しながら、他方ではそれを寄進する、といった、一見きわめて矛盾にみちた政策を遂行することにならざるをえず、「国王自由人」を多少とも恒常的な「制度」によって把握することには、ついに成功しえなかつたのである。

それだけではない。カーロリンガー王権は、決して、「国王自由人」にだけ、その実力的基礎を求めたのではない。われわれは、この点に関連して、カーロリンガー王権が、前代よりもはるかに精神的に、他部族領域をその支配圏の中にとりこもうとして努力した、ということを想起する必要がある。もちろん、そのばあい、これらの他部族領域における「豪族支配体制」を制圧するために、「国王自由人」はしばしば尖兵として戦略的要衝に配置されているが、王権は、それと並んで、自らのうちに「豪族支配体制」を内包する広大な「帝国」を統治するためには、どうしても「封臣層」・「帝国貴族層」に依存せざるをえなかつたのである。これらの「封臣層」・「帝国貴族層」は、多くモーゼルラントに固有の権力地盤をもち、カーロリンガー王権とともに自らの勢力を培ってきた。したがって、彼らは、一面において、王権と利害関係を共同にする側面をもち、それと「従士制」ないし「レーン制」的絆によって緊密に結びつけていたが、他面において、彼らは、たえず、王権に背反して自生的な「豪族支配体制」と合体し、あるいは、自らそれへ転化する可能性を胎んでいた。そうして、カーロリンガー王権自身、一方において、これらの「封臣層」・「帝国貴族層」を制禦するためには「国王自由人」を必要としながら、他方において、彼らを王権の利害関係のもとにつなぎとめ、あるいは、自生的な「豪族支配体制」と拮抗せしめるためには、むしろ彼らに対して「国王自由人」に対する支配権がある程度は委ねなければならぬ、といった、矛盾に直面したのであろう、と考えられる。

(六) 以上のような「國王自由人政策」の現実を背景にして、他方、教会の中で維持ないし形成された「抽象的・制度的國家觀」が、八世紀後半、とりわけ、九世紀前半になってから、フランク王国に滲透しはじめる。それによつてはじめて、「自由な國家臣民」、具体的には、「國家の首長」としての「國王」に「直屬」し、「國王賃租」、とりわけ「軍役義務」を負担し、独自の「裁判共同体」を形成するものとして、「國王自由人」の理念型が完成された。諸部族法典の「自由人」について一言すれば、それに関する諸規定も、この段階においては、おそらく、こうした理念と矛盾しないものとして読まれたであらう。

しかしながら、ようやく九世紀中葉にいたつて完成されたこの「國王自由人」の理念は、ついにフランク王国の現実とはならなかつたし、むしろ、その現実とはなりえなかつたのである。そのとき、「自由な國家臣民」という範疇によつては捉ええなかつた聖俗の貴族たちが、爾今、より明確な「身分法上の特権層」を形成するにいたつた、というだけではない。また、「抽象的・制度的國家觀」によつて裏打ちされた「官職法的理念」が、「レーン法」的現実と交錯してその集権的效果を失つた、というばかりでもない。われわれは、「官職法的理念」そのものが、一方において、國王に対する忠誠義務の「根柢」といふよりはむしろその「限定」の口実となり、他方において、「封臣層」・「帝國貴族層」が「國王自由人」を公然と自らの支配下にとりこむことを容認する、という結果を導くにいたる可能性をも考えなければならぬ。果してそうだとすれば、王権からは「帝國貴族層」を制禦するために必要な実力的基礎が奪われ、かくして、「封建化」、ないし、フランク的國家体制そのものの崩壊を導く一要因が、「國王自由人」の理念型の完成過程そのものの中に胚胎していた、ということにさえなかりかねないのである。

その点はいずれにもせよ、われわれは、右のような矛盾と限界をもつた「國王自由人」を、むしろその矛盾と限界の

ゆえに、ほかならぬフランク国家の最も特徴的な国制、と考えることができる。「国王自由人政策」は、フランク国家の崩壊・「封建化」とともに、原理的にははや不可能となるであろう。

(1) 以下について、は前節註(1)にあげた掛稿を参照。

(2) マイヤーは、『自由農民』(一七二—三頁)の中で、つぎのように述べている。「……数の上で多数を占める國民の自由は、共同体・国家に依存していた、ということ、それは絶対的・不変的な制度として孤立して存在してはいたのではない、ということは、最も重要な認識である。その時々課題ならびに要求から変化が生じた。征服ならびに国家の形成と確保を遂行しなければならなかつた限り、ヘルメンナーならびにゲフォルクスメンナーが前面に登場したし、国家領域の開発と把握が課題として迫ってきた時代の時代には、開墾の自由がより大きな役割を果たしたのである」と。見られる通り、マイヤーは、ここで中世初期の「国王自由人」と中世中・後期の「開墾自由人」を対比しながら語っているわけであるが、われわれは、中世初期の「国王自由人」そのものを問題にするに当つても、こうした動態的・機能的な認識を、徹底的に押し進めるべきだと考える。

あとがき

以上によって、「国王自由人学説」の内包する中世初期ヨーロッパ国制史の具体的な問題点の検討は一応完結する。われわれは、本稿を閉じるに当り、二・三の不明ないし補足をおこなつておきたい。

まず第一にお断りしておかなければならないのは、本稿の完成のために、当初予想した倍以上の時日と分量を要したことである。それにもかかわらず、本稿でおこなうことのできた補筆は、ところによって精粗まちまちであり、結果的には、かえつて見苦しいものとなつてしまった。また、補筆を進めている間に、個々の用語法についてのみならず、かなり基本的な点についてさえ、私自身の見解に多少の変化を生じた箇所もあり、本稿が果して、全体として統一的な論文たりえたか否か、些か心許ない。しかしながら、こうした点

は、「はじめに」述べたような、本稿の特殊な成立事情によるものと、御寛恕たまわれれば幸せである。

第二に、以上に述べたように、本稿の補筆に意外に手間どっているあいだにも、われわれの総合研究は、着々と進展した。とりわけ昭和三十七年度に入ってから、その成果の刊行に関する計画が進められ、現在、論文集『中世の自由と国家——西洋中世前期国制史の基礎的諸問題』(上巻)が、やがて公刊される運びとなっている。この論文集には、①久保正幡・石川『序論——本書の成立にいたるまで——』②世良晃志郎『フランク時代における貴族と土地所有』③増田四郎『いわゆる原初村落の集村化について』④石川『「完全自由人」とは何か——テオドル・マイヤー説の学説史的分析——』⑤直居淳『国王自由人とは何か——カロリンガー時代の史料の所見から——』、以上五篇が掲載される。このうち、①においては、第一回—第三回の総合研究会における主要な論点が整理され、それによつて本稿がいかなる論争を背景としながら執筆されたか、ということや、うかがうことができよう。そこでもふれられているように、私は、もともと、主に増田・世良両教授との対立を意識しながら、本稿の構成を考えたのだが、②と③によつて、そうした対立が、今日では既に、かなり大幅に整理されていることを知りうるはずである。また、私自身も、本稿で見通しとして提出しておいた「完全自由人」に関する見解を、④において些か立ち入って論じておいたが、直居氏は、⑤において、「国王自由人」に関する、きわめて意欲的な実証的研究をまとめている。とりわけ、この直居氏の論文が完成したことによつて、本稿に課せられた役割の大半は、既に過去のものとなつてしまつた、と言つてよい。一方におけるこうした総合研究の進展を知りながら、他方において、できるだけ本稿の原型を生かして補筆を進めることは、私にとつては耐えがたい苦痛であり、途中筆を折ろうと考えたことも幾度かあつた、ということを告白しなければならぬ。前記論文集を併せて御検討いただければ幸せである。

最後に、私は、本稿における私の基本的な方法ならびに態度について一言し、読者諸賢の御参考に供したい。見られる通り、私は、本稿において、できるだけ、ドイツ新学説の「内在的分析」に心がけたつもりである。もとより、それ自体、前記④の拙稿にくらべても、必ずしも十分に意にみたないところを残している。しかしながら、その成否は別にして、私が本稿でこうした方法を試みたのは、単に「総括報告」としてそのような課題を課せられたから、という、消極的理由のみによるものではない。端的にいえば、こうした分析さえおこなわずに印象的・直覺的にある学説に対する態度を決めることはもちろん、そうした学説の典拠としてあげられている史料

を、その学説における論理的位置づけの吟味をへないままに、いかに数多く引用してみたところで、わが国における西洋史研究は、結局、ヨーロッパ学界への追隨に終るほかないのではないか。そうだとすれば、語学力の上で決定的ハンディキャップをもつわれれ自身が能率的に実証的研究をおこなうためには、ひとまず、「学説」の徹底的な分析によって、問題の所在・「実証」すべきポイントを明らかにしておく必要があるのではないか。以上のように考えたからにはほかならない。

ところで、私が、ほかならぬ「国王自由人学説」を、こうした分析の対象として選んだのは、いうまでもなく、その学説史的意義の大きさに着目したからである。そのばあい、あらかじめ予想される誤解を避けるために一言するならば、私は、「国王自由人」の概念によって中世初期ヨーロッパ国制史の全問題を解明できる、と考えているわけではなく、また、ここで「国王自由人学説」を無批判的に祖述しよう、と試みたのでもない。われわれが、「国王自由人学説」の学説史的意義をきわめて高く評価するのは、別な言葉でいうならば、われわれが、それを、今日においてはもはや中世（初期）ヨーロッパ（国制）史研究のために、絶対に避けて通ることのできぬ「問題提起」として受けとつている、ということである。その意味において、私は、本稿では、かなり思い切つて、ドイツ学界においてすらまだ明確に自覚されていないと思われる問題の所在を指摘しよう、と試みた。本稿の中心的テーマである「国王自由人」そのものの動態的把握を別にすれば、タキトゥスの「自由人」・諸部族法典の「自由人」・「グラーフシャフト」・「封建化」などをめぐる問題提起がそれである。とりわけ、これらの問題については、抑々それが問題として成立するか否かをも含めて、きびしい御批判をたまわることができれば、望外の幸せである。

終りに、ともすれば挫けがちな私を終始はげましを下さつた久保正幡教授・直居淳氏をはじめ、これまでも既に本稿に対する批判をお寄せ下さつた増田四郎・世良晃志郎両教授に対し、心からなる感謝の念を表明して、分量のみいたすらに多くして内容に乏しい本稿のむすびに代えさせていただきたい。

ADELSHRRSCHAFT UND KÖNIGSFREIHEIT IM FRÜHMITTELALTER (VI) (S.114 -S.150)

Takeshi ISHIKAWA

o. Professor (Rechtsgeschichte)
Rechtswissenschaftliche Fakultät
der Universität Hokkaido

VIII. Die Königsfreien — Der Begriff und die verfassungsgeschichtliche Übersicht.

1. Der Begriff der Königsfreien.

- i) Rodungsarbeit oder Besitz eines Rodungsgutes.
- ii) Besitz eines Königsgutes — Königszins und Königsfreie.
- iii) Militärdienst.
- iv) Gerichtsstand vor dem „öffentlichen“ Gericht.
- v) Staatsauffassung in der karolingischen Zeit — Amtsidee und Feudalisierung.

2. Die verfassungsgeschichtliche Übersicht.

- i) Die Freien in der germanischen Zeit.
- ii) Das Heerkönigtum in der Völkerwanderung.
- iii) Die Freien in den merowingischen Volksrechten.
- iv) Die Freien in den karolingischen Kapitularien und Urkunden.

Epilog.